

2016年4月28日

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 御中

一般社団法人 日本知的財産協会
常務理事 足立 和泰

世界最先端 IT 国家創造宣言に対する意見について

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴本部情報通信技術(IT)総合戦略室より、去る4月21日より開始されました掲題「世界最先端 IT 国家創造宣言」に対する意見募集に関して、当協会からの意見を下記の通り申し述べます。

つきましては、上記宣言の検討に際して当協会意見をご配慮頂きたい、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 弊協会としては、「ITT 利活用の深化により未来に向けて成長する社会の実現」というテーマを実現する上で、情報通信技術の発達に対応した著作権法制度の基盤整備が、重要な課題となると考えております。

中でも、日々刻々と変化する情報通信技術の発展に対応していくため、著作権法の権利制限規定のあり方の検討や、現在の規定の見直しに向けた取組みを重点的、継続的に行っていただくようお願いいたします。

例えば、ビッグデータの利活用を進めるにあたっては、検索・解析対象となる素材の中に著作権による保護対象となるコンテンツが含まれる場合があります。

このような検索・解析自体は、著作物を本来の用途で利用するものではなく、著作権者への経済的影響も生じないものであり、実施に際して著作権者から個別に許諾を受けることも現実的ではありません。しかしながら、検索、解析等を行う事業者や、そのような事業者にプラットフォームを提供する事業者の行為が現在の著作権法の権利制限規定によって十分にカバーできないため、サービスを提供できない、あるいは、提供できるサービスの内容に制約が生じる、という声が出てきており、既存の権利制限規定の柔軟化や、一定の弾力性を備えた権利制限規定の創設等、見直しに向けた不断の取組みが必要であると考えております。

そして、ビッグデータの利活用が国境を越えて行われていること等に鑑み、著作権法の分野においても国際的な制度調和に向けた働きかけを進めていただくようお願いいたします。なお、その際には、巨大プラットフォーマーが全世界規模でビッグデータ収集・

活用やコンテンツ流通に優位性を有しつつある現状を踏まえ、利用者・創作者・プラットフォームのバランスのとれたエコシステムを実現するという視点にご留意いただければ幸いです。

また、教育環境の IT 化を進めていく上でも、デジタル教科書・教材等に関する著作権の取扱いが極めて重要になります。文化庁文化審議会において検討が開始されていますが、著作権者の保護に十分配慮しつつ、最先端の情報通信技術を効率的に活用した IT 教育を実施できるように、著作権法上の権利制限規定の見直しを引き続き進めていただくようお願いいたします。

2. 起業家精神を創発するための取組みを推進すること、そのために「オープンイノベーション」の推進等を図ることについては、弊協会としても賛同いたします。

この点につき、一定の弾力性を備えた権利制限規定が導入されたとして、新産業・新サービスのためにリスクテイクすることに慎重な事業者も存在することから、著作権法制度の整備だけにとどまらず、情報通信技術を活用したデータベースやライセンスシステムシステムの基盤整備等を通じて、事業者が躊躇なく新産業・新サービスに取り組めるような仕組み作りも推進していただくようお願いいたします。

また、現在の著作権法の下では、著作権の利用許諾を受けるライセンシーの地位が法的に十分保護されておらず、そのことが、信用力が弱いベンチャー企業が開発したソフトウェア等の利用や、開発等における連携を躊躇させる一因となっている、という指摘があります。そこで、平成 23 年の特許法等の改正によって導入された通常実施権等の当然対抗制度を参考に、著作権法においても、ライセンシーの法的地位の安定性を確保するための方策をご検討いただくようお願いいたします。

以上

連絡先

一般社団法人 日本知的財産協会
事務局長 西尾 信彦
電話：(03)5205-3432
E-mail：nishio@jipa.or.jp